

福岡県登録商標「ラー麦」の使用取扱要領

(制定 平成21年10月6日21水田第1170号)
(一部改正 平成22年2月17日21水田第2255号)

(目的)

第1条 この要領は、県が開発したラーメン用小麦（以下「本小麦」という。）の消費拡大や普及促進を図るために定めた本小麦の名称「ラー麦」及び「ロゴデザイン」（以下「商標」という。）の適正な使用を推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(商標の仕様等)

第2条 商標の仕様等は、別紙1及び2のとおりとする。

(使用条件)

第3条 商標を使用する者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- 一 本小麦を使った商品の販売に際し、本小麦を指す名称として商標を用いる場合に限ること。
- 二 商標を活用し、本小麦が広く消費者に愛され定着するよう利用拡大に努めること。
- 三 本小麦を使った商品を作る場合は、使用割合が100%となる商品作りを基本とすること。他品種を混合した商品を作る場合は、本小麦の使用割合を明らかにするなど、消費者の理解が得られるように努めること。
- 四 前号の使用割合を明らかにするとは、使用割合を表示する、消費者などから問われた場合に使用割合を明確に答えるなど、消費者の誤解を招かないよう対応すること。
- 五 知事が行う本小麦使用に関わる調査等に協力すること。

(使用申請と登録)

第4条 商標を使用しようとする者、又は使用を中止しようとする者は、次に掲げる申請書等を知事に提出しなければならない。

- 一 登録商標「ラー麦」使用申請書（様式第1号）
 - 二 登録商標「ラー麦」使用中止届出書（様式第2号）
- 2 知事は、前項第一号に定める申請書の提出があったときは、審査の上、登録商標「ラー麦」使用登録書（様式第3号）を申請者に交付する。
- 3 知事は、登録者一覧をホームページ等で公表する。

(使用の取消し)

第5条 知事は、第4条第2項に規定する登録書の交付を受けた者に、第3条に掲げる条件に反する行為が認められた場合は、使用登録を取り消すことができるものとする。

なお、このことによって生じた損失等の負担は、使用者が負うものとする。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月17日から施行する。

1. 名称
ラーメン

2. ロゴデザイン

(1) デザインの種類

A、Bのいずれも使用できることとする。



A



B

3. ロゴデザインの仕様等

原則として、別紙2のとおりとするが、各使用例と異なる使用を希望する場合は、水田農業振興課と協議するものとする。